

# つちはし事務所通信

# 11

November  
2023



発行: つちはし社会保険労務士事務所  
〒770-0815 徳島市助任橋 3-3-1 田村ビル  
TEL 088-611-5558 FAX 088-611-5580  
Email: [sr@tsuchihashi-siki.com](mailto:sr@tsuchihashi-siki.com) 発行日: 2023年11月1日

重要・  
要チェック

## 「年収の壁・支援強化パッケージ」を決定 早急に開始へ

厚生労働省は、短時間労働者がいわゆる「年収の壁」を意識せずに働けるようにするための「支援強化パッケージ」を発表しました。

社会保険に関する「年収の壁」には、従業員100人超企業で週20時間以上勤務した場合に厚生年金・健康保険に加入して保険料負担が生じる「106万円の壁」と、配偶者の被扶養者から外れる「130万円の壁」の2種類があります。概要を確認しておきましょう。



.....「年収の壁・支援強化パッケージ」の概要（厚労省の資料）.....

### 106万円の壁への対応

#### ◆キャリアアップ助成金 ※省令の改正が必要

キャリアアップ助成金のコースを新設し、短時間労働者が被用者保険（厚生年金保険・健康保険）の適用による手取り収入の減少を意識せず働くことができるよう、労働者の収入を増加させる取組を行った事業主に対して、労働者1人当たり最大50万円の支援を行う。なお、実施に当たり、支給申請の事務を簡素化。

労働者の収入を増加させる取組については、賃上げや所定労働時間の延長のほか、被用者保険適用に伴う保険料負担軽減のための手当（社会保険適用促進手当）として、支給する場合も対象とする。

#### ◆社会保険適用促進手当

事業主が支給した社会保険適用促進手当については、適用に当たっての労使双方の保険料負担を軽減するため、新たに発生した本人負担分の保険料相当額を上限として被保険者の標準報酬の算定において考慮しない。

### 130万円の壁への対応

#### ◆事業主の証明による被扶養者認定の円滑化

被扶養者認定基準（年収130万円）について、労働時間延長等に伴う一時的な収入変動による被扶養者認定の判断に際し、事業主の証明の添付による迅速な判断を可能とする。

### 配偶者手当への対応

#### ◆企業の配偶者手当の見直しの促進

特に中小企業においても、配偶者手当の見直しが進むよう、

- (1) 見直しの手順をフローチャートで示す等わかりやすい資料を作成・公表するとともに、
- (2) 中小企業団体等を通じて周知する。

★社会保険料の負担を避けるため、就業調整をしてしまうパート・アルバイトの方がいる場合、事業所は人不足の中の人員確保や、他の従業員の負担増などの影響が起きます。10月から最低賃金も上昇しており、今まで通りの勤務時間でもオーバーしてしまう可能性がある為、早急に対応が必要になります。

★各対応策については、このパッケージに基づき、今後、所要の手続を経た上で、関係者と連携し、着実に進めていくこととしています。たとえば、キャリアアップ助成金のコースの新設（社会保険適用時処遇改善コースの新設）に関する改正省令は、今後公布・施行される模様です。詳細につきましては、改めてお伝えします。



重要・  
要チェック

## 「最低賃金引き上げに伴う支援を強化しています」 厚労省・中小企業

- 地域別最低賃金が大幅に引き上げられ、全国加重平均で時給 1,004 円となり、令和 5 年 10 月 1 日から順次、各都道府県において適用開始となりました。  
これを受けて、厚生労働省、中小企業庁から、「最低賃金引き上げに伴う支援を強化しています」というリーフレットが公表されました。これは、令和 5 年度の最低賃金引き上げを受けた厚生労働省の支援策と中小企業庁の補助事業を紹介するものです。紹介されている助成金等は、次のとおりです。

### 業務改善助成金

対象事業拡大、助成率区分を見直し、賃金引き上げ後の申請を可能とするなどの拡充を行いました。

(つちはし事務所通信令和 5 年 10 月号 1 ページ目)

### キャリアアップ助成金

賃金規程等を改訂し、非正規雇用を宇同社の基本給を 3%以上賃上げする場合に、キャリアアップ助成金の「賃金規程等改定コース」が利用できます。

### 事業再構築補助金

最低賃金よりも低くなるため賃上げが必要となる従業員数が一定以上いる場合、事業再構築補助金の「最低賃金枠」が利用できます。

### ものづくり補助金、IT 導入補助金

最低賃金引き上げを受けて、最低賃金引き上げ幅以上に賃上げの努力を行う場合、補助金の採択において加点措置が得られます。

助成金



★リーフレット [https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/yosan/r4/r4\\_chinage.pdf](https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/yosan/r4/r4_chinage.pdf)

★補助金につきましては公募期間等もございますので、ホームページをご参照ください

### あとがき◆つちはし事務所より

★10 月から始まった「年収の壁・支援強化パッケージ」の取り組みですが、10 月に入ってから順次様々な支援策や Q&A が発表されています。事業所からお問い合わせが多かった年収 130 万円の壁に関する事業主の証明書についても、証明様式が 10 月末に発表されました。様式は、次の HP からダウンロードできます。Q&A や助成金の情報も載っていますので、ご参照ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/taiou\\_001\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/taiou_001_00002.html)

ただし、事業主の証明も助成金も時限措置ですので、今後どのように働きたいか、働いてもらいたいのか、働く人も事業主も今のうちに考えておく必要があります。

★もう一つの「年収の壁」対策として、政府が事業主に向けて見直しを迫っているのが「配偶者手当」。例えば夫の会社の配偶者手当をもらうため、他社で働いている妻が、手当受取りの収入基準を超えないように働き控えをする場合もあり、企業の配偶者手当が、いわゆる「年収の壁」として就業調整の一因となると考えられています。配偶者手当を見直すことが、自社の人手不足解消にも役立つかもしれません。配偶者手当を含めて賃金制度を見直したい場合はつちはし事務所までご相談ください。

★そろそろ今年も年末調整の時期が近づいてきました。下記 URL は、国税庁の「年末調整がよくわかるページ(令和 5 年分)」のもので、これによると、令和 5 年度の年末調整は昨年・令和 4 年度と同じ手順になるとのこと。源泉徴収簿を用いた年末調整の計算につかう、「年末調整計算シート」(Excel) もこのページからダウンロードできます。

<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index.htm>

